

令和 8 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）に係る委託業務の参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出を求める公告

令和 8 年 6 月 5 日

岡山県農林水産総合センター長

次のとおり、参加意思確認書等の提出を求めます。

1 当該招請の趣旨

本事業については、鳥獣に関する専門的な知識と実績を持ち、本事業を確実に履行できる法人である、株式会社野生鳥獣対策連携センターを相手方とする契約手続を行う予定としているが、3 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、株式会社野生鳥獣対策連携センターとの契約手続に移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社野生鳥獣対策連携センターと当該応募者から企画提案書の提出を求め、別途定める審査基準により審査を行い契約の相手方を決定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づき公表された入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

- ア 岡山県内に本社または支社を置く者であること。
- イ 野生鳥獣の生態等に関する高度な専門知識、経験を有していること。
- ウ 当該業務と同様の事業を実施した実績を有すること。
- エ 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

4 手続等

(1) 担当部課 赤磐市神田沖 1174-1

岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課

TEL086-955-0274

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和8年6月12日（金）午後5時まで

イ 交付場所 岡山県庁ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/236/>

(3) 提案参加意思確認書の提出期間及び提出場所

ア 提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 上記（1）に同じ

ウ 提出方法 持参、メール又は郵送による（提出期限内に必着のこと）

(4) 企画提案書の提出期間及び提出場所

ア 提出期限 令和8年6月19日（金）から令和8年6月26日（金）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 上記（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参、メール又は郵送による（提出期限内に必着のこと）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を収集するための窓口は、上記4（1）に同じ。

(3) 詳細は企画提案説明書による。